

『柏市いじめ防止基本方針』 の改訂について (令和5年度版)



柏市教育委員会 児童生徒課

【基本理念】

児童生徒がいじめを苦に、
自ら尊い命を絶つような事態は
何としても
防がなければならない

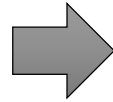
1 「経緯」と「背景」

2 具体的な改訂箇所

3 今後の流れ

「いじめ防止対策推進法 附則 第2条 いじめの防止等のための対策については、この**法律の施行後三年を目途**として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

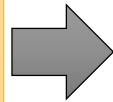
H24年 7月
大津市自殺事案



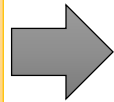
H25年 9月	いじめ防止対策推進法	
H25年10月	いじめの防止のための基本的な方針	策定
H29年 3月	いじめの防止のための基本的な方針	改定
	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	策定

柏市

H26年 4月
柏市いじめ防止
基本方針 策定



H29年 4月
改定



R 2年 4月
改定

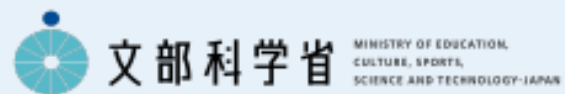


R 5年 4月
改定

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理
今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂
令和4年12月に文部科学省のホームページにデジタルテ
キストとして公開。**

改訂のコンセプト，キーワード

★参考基本資料：「生徒指導提要（改訂版）」「子どもの命と人権を守るために」等

1. 『若年者の道標・熟年者が基本の再確認ができるもの（若く，経験の浅い生徒指導主任）』

- 市いじめ基本方針，手引きの利便性向上（QRコード化，リンク化）
- 段階に応じた対応の必要性
- 対応記録の取り方，聞き方（open question，ジェノグラム）

2. 『直近の課題への対応』

- 増え続けるネット問題対策（書き込み削除フロー，オンラインゲーム，メタバース，GIGAタブ）
- いじめ重大事態への理解（フローチャート）
- わかりやすい相談窓口（フローチャート）
- 子どもの権利条約，こども基本法の理解
- 生徒指導から生徒支援のイメージ（特別支援教育の視点，マルチリートメント）
- 関連法規，通知の反映
- 多様な背景への対応（アンコンシャスバイアス，同調圧力，LGBTQ）
- ICTの利活用（早期発見・対応：シャボテンログ，STANDBY）

1 「経緯」と「背景」

2 具体的な改訂箇所

3 今後の流れ

変更

個別支援教員（生徒指導・不登校）の配置

【生徒指導・不登校支援サポート教員】



個別支援教員（生徒指導・不登校）

変更

個別支援教員（特別支援）の配置

【特別支援サポート教員】



個別支援教員（特別支援）

弁護士の派遣

【弁護士の派遣】



【スクールロイヤーの派遣】

いじめの重大事態案件や複雑なトラブル対応を求められた際、スクールロイヤーを派遣します。法的根拠を持った早期対応が可能となり、学校教育に係る諸課題に関する法律上の問題点等について、法的側面から助言をします。また、児童生徒及び保護者に対し、法的視点を持ったいじめ防止授業・講演等を行います。

変更

◎ 学校を支援する体制イメージ図

【柏市いじめ重大事態検証委員会】



柏市いじめ重大事態等検証委員会

いじめ問題対策連絡協議会

各種関係機関との連携と問題の協議

医師・弁護士・学識経験者等, 第三者の参加

いじめ防止対策
推進法 14条①

困難事例への直接対応



【柏市問題対策支援チーム】 学校の要請に応じて派遣

【教育委員会各課室所の指導主事及び特別職により組織】

道徳担当指導主事

指導課

生徒指導担当指導主事

不登校担当指導主事

特別支援担当指導主事

S S W担当指導主事

少年補導センター指導主事

スクールカウンセラー
(スーパーバイザー)

学級経営アドバイザー

スクールサポーター

スクールソーシャルワーカー

スクールロイヤー

児童生徒課

柏市いじめ重大事態等
調査検証委員会

医師

学識経験者

弁護士

心理の専門家等

地方自治法第138条の4第3項
に基づく教育委員会の附属機関

追加

2 教職員の研修の充実

(2) 「教職員の…」



(2) …また、こども基本法、児童生徒の権利に関する理解を深めるため、生徒指導主任及び人権教育担当者等を対象に研修を継続していきます。

2 教職員の研修の充実

(4) 「自殺念慮の…」



(4) 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】（厚生労働省「自殺総合対策大綱」）を踏まえ、令和元年度までの3年間で、柏市すべての教職員を対象に、性別違和・性的指向・性自認に係る児童生徒への理解のための研修を実施しました。今後は、新規採用職員及び市外からの転入職員を対象に研修を継続していきます。

3 いじめの未然防止のための取り組み

○「生徒指導の機能※を生かしたわかる授業の推進」



○自己指導能力の獲得※を目指したわかる授業の推進

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言います。これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることです。

4 いじめの早期発見に対する取り組み

(1) アンケート等の保存期間…

アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とします。

4 いじめの早期発見に対する取り組み

(2) いじめの相談…



4 いじめの早期発見に対する取り組み (2) STOPitアプリ※を導入します。



また、希望する学校・学年には、児童生徒が毎日
こころとからだの状態を記録したり、アンケート
に回答することで、「気づき」や「変化」を見え
る化し、自己管理能力を養成できるシャボテンロ
グアプリもあります。

4 いじめの早期発見に対する取り組み

(2) ※STOPitアプリ…



※STANDBYアプリとは、生徒の持っているスマートフォンや一人一台端末等からワンタッチで児童生徒課や専門機関に直接いじめ等の悩みを匿名で報告・相談できるアプリです。

4 いじめの早期発見に対する取り組み

◎いじめを匿名で…



- デザインを変更したホウレンソウカード
- 相談窓口案内フローチャート

ひとりでなやまず、信頼できる大人に

『ホウレンソウ』をしよう。

報告 連絡 相談



① 家族や先生など、信頼できる大人に『ホウレンソウ』しよう

② ①がむずかしい時は、電話でも相談できます。

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター・ヤングテレホン	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
子どもの人権110番	0120-007-110
よりそいホットライン (性別等の相談)	0120-279-338

③ アプリでも匿名で報告・相談できます。  STANDBY
アクセスコード『 』

スマートフォン・タブレット端末からのご相談

 iOS 版

 Android 版

- ① 右記 QR コードから「STANDBY」アプリをインストールする
- ② アプリを起動して上のアクセスコードを入力する
- ③ 画面中央の「報告・相談」ボタンをタップして相談できます



パソコンからのご相談

- ① ウェブブラウザからサイト (<https://webapp.standbyapp.jp>) にアクセスする
- ② 上のアクセスコードを入力する
- ③ 「報告・相談」ボタンをクリックして相談できます

心のモヤモヤ...どこに相談したらよいらろう？(相談先ガイド)

【ポイント1】
モヤモヤは誰かに話すことで緩和される作用があります。「スッキリ！」

【ポイント2】
相談のメリット(意味)は問題解決だけに限りません。「ホッとした」

心がモヤモヤする

いいえ

自分なりの悩み解決法を続けましょう

はい

対面で身近な人に話したい

いいえ

相手の声を聞いて話したい

いいえ

スマホやPCを使って相談

はい

【学校】
【悩みごと全般】
◆ 日常生活の頑張りを良く知っています。
・ 様々な立場の先生とすぐに話せる
□ 担任
□ 保健室
□ スクールカウンセラー など

【家族】
【悩みごと全般】
◆ 小さい頃からの様子を良く知っています。
・ いつでも相談
□ 親
□ 兄弟、姉妹
□ 親戚 など (地域の方) (習い事の先生)

【友人】
【悩みごと全般】
・ 同世代の目線からアドバイス
□ クラスメイト
□ 先輩
□ 後輩
□ 幼馴染
□ 習い事の仲間 など

電話を使って相談

夜中でもすぐに話したい

はい

いいえ

【STANDBY】
(柏市教育委員会)
【いじめ、全般】
・ 匿名相談アプリ
・ スマホやクロームブックの学習メニューからアクセス可
・ 小6～高3対象
※ アクセスコード必要

【いじめメール相談及び通報】
(柏市少年補導センター)
【いじめ、学習】
◆ 返事には2～4日かかることがあります。
・ 小中高生対象

【SNS相談@ちば】
(子ども達のサポートセンター)
【いじめ、全般】
・ LINEアプリ
・ 火、木、日曜日 18:00～22:00
・ 中高生対象
※ QRコードを読み取り、「友だち追加」

※ アプリ、メール相談は24時間年中送信可、ただし返信は数日かかる場合があります。

【ポイント3】
特化した項目もありますが、どの相談先も悩み全般を聞いて一緒に考えます。



【ポイント4】
ここに書かれていない相談窓口も活用してください。

【24時間子供SOSダイヤル】
(文部科学省)
0120-0-78310
【友人、家庭】
◆ 一人で悩まず、いつでもすぐに相談してください。「なやみ言おう」

【千葉いのちの電話】
(日本いのちの電話連盟)
043-227-3900
【いのち】
◆ あなたの心の想いや悩みを聞かせてください。
◆ いかなる宗教、思想、信条、国籍、性別などに偏りません。

【よりそいホットライン】
(社会的弱者サポートセンター)
0120-279-338
【LGBTQ、性暴力】
◆ どんな人の、どんな悩みにも寄りそって、解決する方法を探します。
・ 外国語相談あり 10:00～22:00
・ ガイダンスに従って内容を選択

【ヤング・テレホン】
(千葉県警察少年センター)
0120-783-497
【犯罪被害、非行】
◆ 一人で悩んでいるととても苦しくなります。そっと私たちに話してください。
・ 警察庁の窓口
・ 専門的な立場からアドバイス
・ 月～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日を除く)

【子どもの人権110番】
(法務省)
0120-007-110
【人権、虐待】
◆ 子どもの発する信号をいち早くキャッチし、解決に導きます。
・ 月～金曜日 8:30～17:15

【少年相談】
(柏市少年補導センター)
04-7164-7571
【ネットトラブル、非行】
◆ ネット上に悪口を書かれた、家出の相談も受け付けます。
・ 月～金曜日 8:30～17:15 (土、日曜日、祝日、年末年始は休み)

【やまびこ電話相談】
(やまびこ相談員)
0120-66-3741
【ネットトラブル、非行】
◆ 健康、学校・進路に困ったり悩んだら、なんでも相談してください。
・ 月～金曜日 13:00～19:00 (土、日曜日、祝日、年末年始は休み)

5 いじめへの対応

(3) いじめを受けた



- 「いじめに関わった」
- いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努めます。

変更

5 いじめへの対応

(6) 配慮を要する児童生徒への対応

③ 「性同一性障がい」 → 「性別違和」

5 いじめへの対応

(9) ウクライナ情勢等をめぐる児童生徒への適切な対応

ウクライナ情勢等の関係国を出自とすることを理由に、関係する児童生徒に対して、差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう、学校や関係機関で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組みます。また、発達段階に応じて、学校生活のあらゆる場面を通じて人権教育の推進に努めます。

5 いじめへの対応

(10) 宗教との関わり起因する問題を背景とした 児童生徒への理解と対応

宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努めます。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、**児童生徒**にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにします。

変更

3 学校における取り組み

①いじめについての共通理解と研修
また、生徒指導の機能…



自己指導能力の獲得

3 学校における取り組み

①いじめについての共通理解と研修
障害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，児童生徒に対する指導に当たります。



障害（発達障害を含む）について，**熱心な無理解者※**
とならないよう適切に理解した上で，児童生徒に対する指導に当たります。

※熱心な無理解者とは，障害（発達障害を含む）のある子どもについて【無理解・誤解・理解不足】などの状態にもかかわらず，熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し，かえって当事者の状態を悪化させてしまう人のことを指します。

変更

3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

「性同一性障がい」 → 「性別違和」

3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

②性同一性障がい…

②性別違和や性的指向・性自認に係る児童生徒は、自身の状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、カミングアウト※の強制等がないように、日頃より相談しやすい環境を整えます。※これまで公にしていなかった性的指向・性自認を他人に話したり打ち明けること。

3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

④性同一性障がい…

④性別違和や性的指向・性自認に係る児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、決してアウティング※とならないように教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応します。※他人の秘密を、その人の許可なく暴露すること。されること。

※ 『LGBTガイドライン～職員が性の多様性への理解を深めるために～』 (柏市男女共同参画センター) 参照

LGBTガイドライン

作りました!

パートナーシップ制度(仮称)の導入に向け、市の職員・教職員の方に「性の多様性」について考え、理解していただきたく作成しました。

性の多様性についての基礎知識

「性別」は男と女の2通りだけではなく、人それぞれの「性」があります。「性」を考えると様々な切り口があり、以下の4つの要素の組み合わせにより、「多様な性」が存在します。



- L** esbian レズビアン 同性を好きになる女性
- G** ay ゲイ 同性を好きになる男性
- B** isexual バイセクシュアル 男性も女性も好きになる人
- T** ransgender トランスジェンダー 身体の性と心の性が異なる人

SOGIについて

SOGIは性的マイノリティもマジョリティと呼ばれる異性愛(ヘテロセクシュアル)も、全ての人を持っている属性のことを言います。異性に恋愛感情を持ち、割り当てられた性別に違和感のない人も性のあり方のひとつであり、性的指向、性自認は簡単に変えられるものではありません。



Ally (アライ) について

英語のアライアンス(同盟、提携)に由来する言葉で、LGBTに代表される性的マイノリティを理解し支援するという考え方、そうした立場を明確にしている人々を指す言葉です。一般的にはLGBTの当事者たちの不安や迷いを受け止め、寄り添おうとすることがAlly(アライ)です。



実際の職場で想定される対応については、ガイドラインでご確認ください!



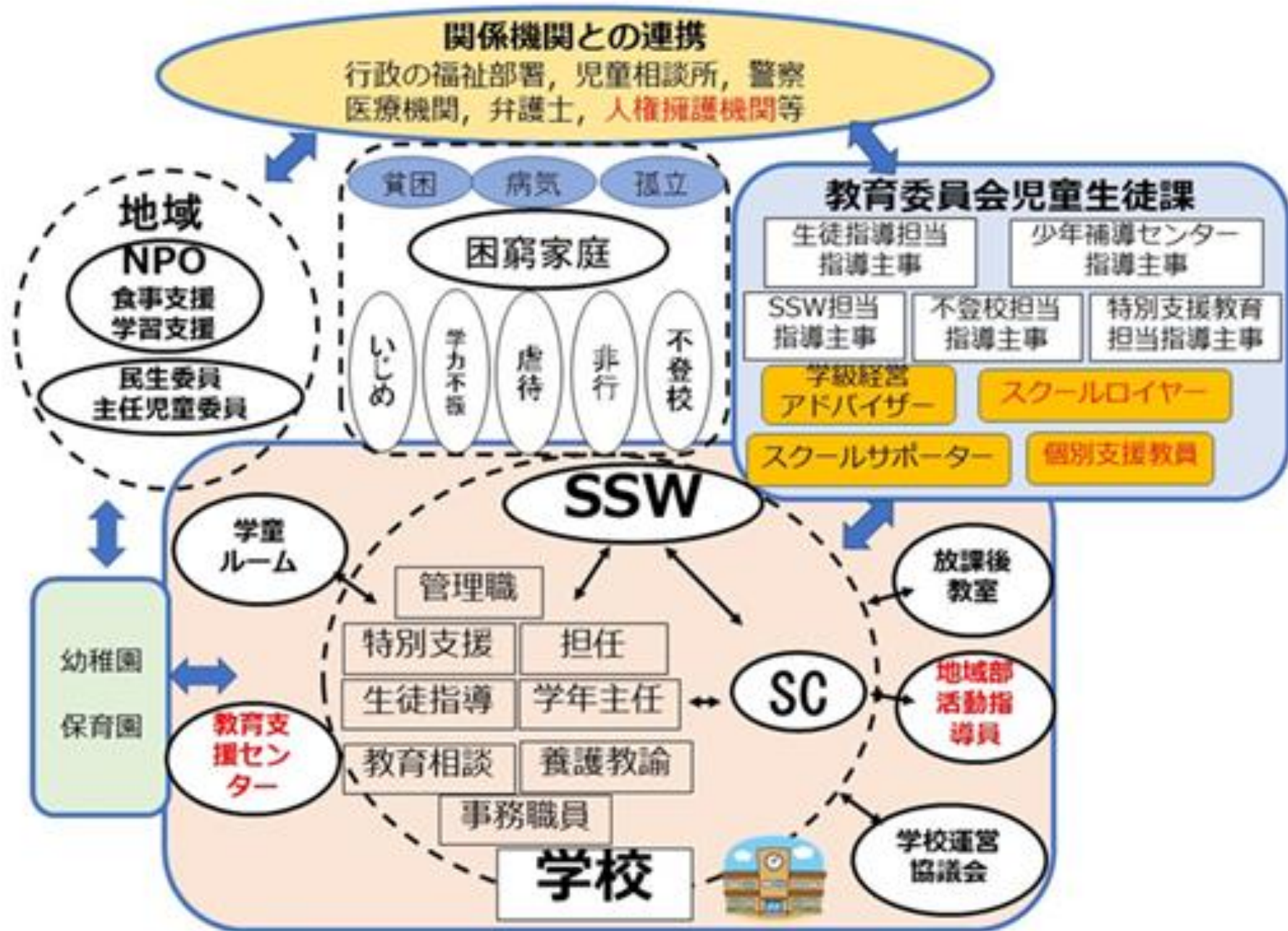
追加

◎ 地域全体で学校を支援する体制のイメージ図

関係機関との連携 「行政の福祉部署」 「児童相談所」 「警察」 「医療機関」 「弁護士」 「人権擁護機関」 等

「スクールロイヤー」 「個別支援教員」

「地域部活動指導員等」 「教育支援センター」



【補足：教育支援センターについて】

不登校支援として目指していること

Leave No One Behind

～柏の児童生徒を「誰一人取り残さない」～

子ども一人一人のニーズに応じた「教育の機会」と「居場所」を確保



ひろげる

多様な学びに対応できるように、**選択肢**を増やす



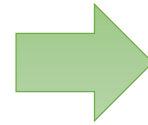
つなぐ

不登校支援にかかわる支援機関と**連携**を強化する

令和5年度からの運営について

教育支援センター
きぼうの園

学習相談室
豊四季台（北部・中部）
増尾台（南部）
大津ヶ丘（東部）



教育支援センター
きぼうの園
豊四季台（中部）
増尾台（南部）
大津ヶ丘（東部）
柏たなか（北部）

学習相談室を教育支援センターに改称
人口増加が見込まれる北部地区の拠点として柏たなかを新設

(5) 調査を行うための組織について

【柏市いじめ重大事態検証委員会】



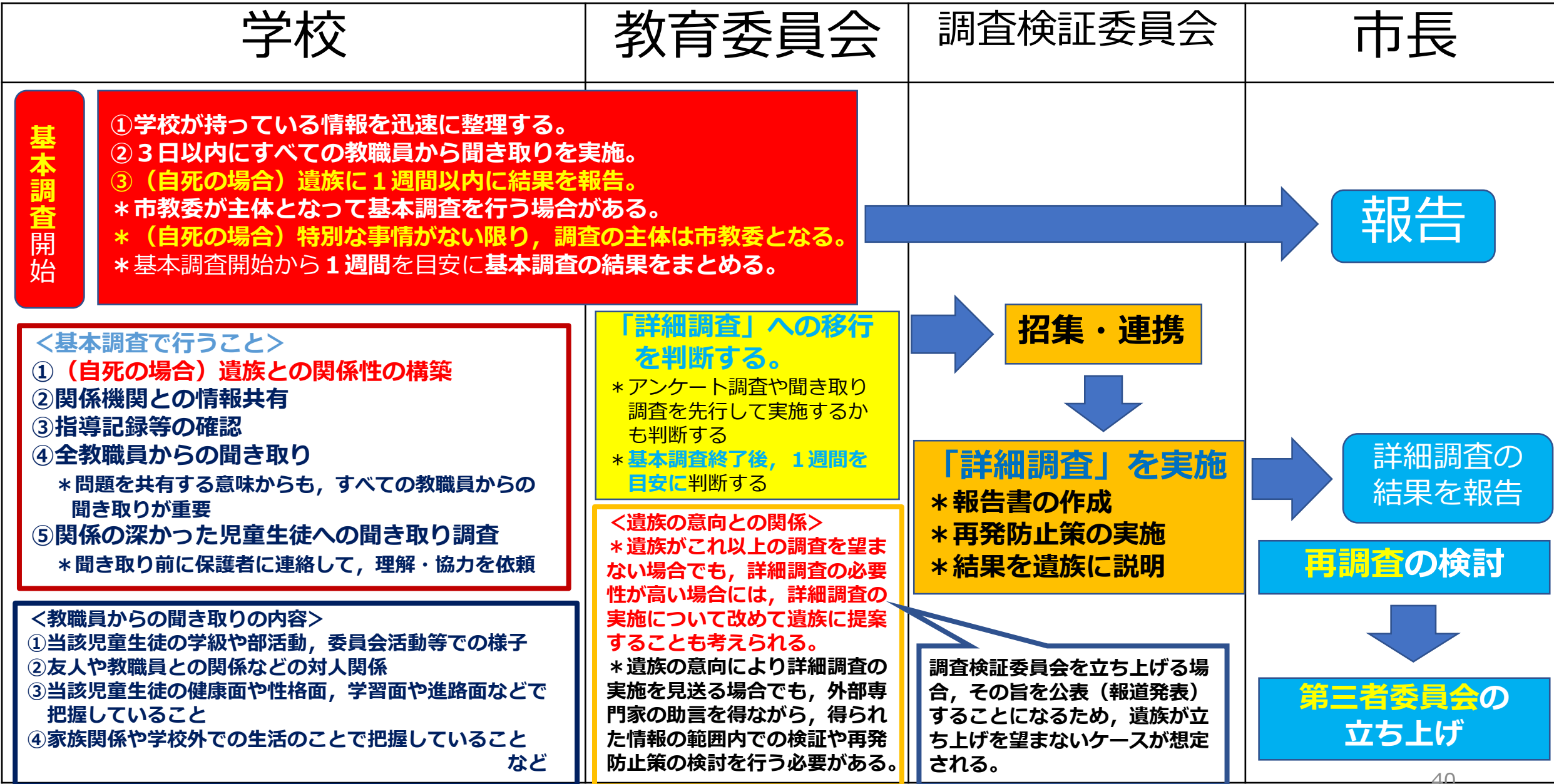
柏市いじめ重大事態等検証委員会

追加

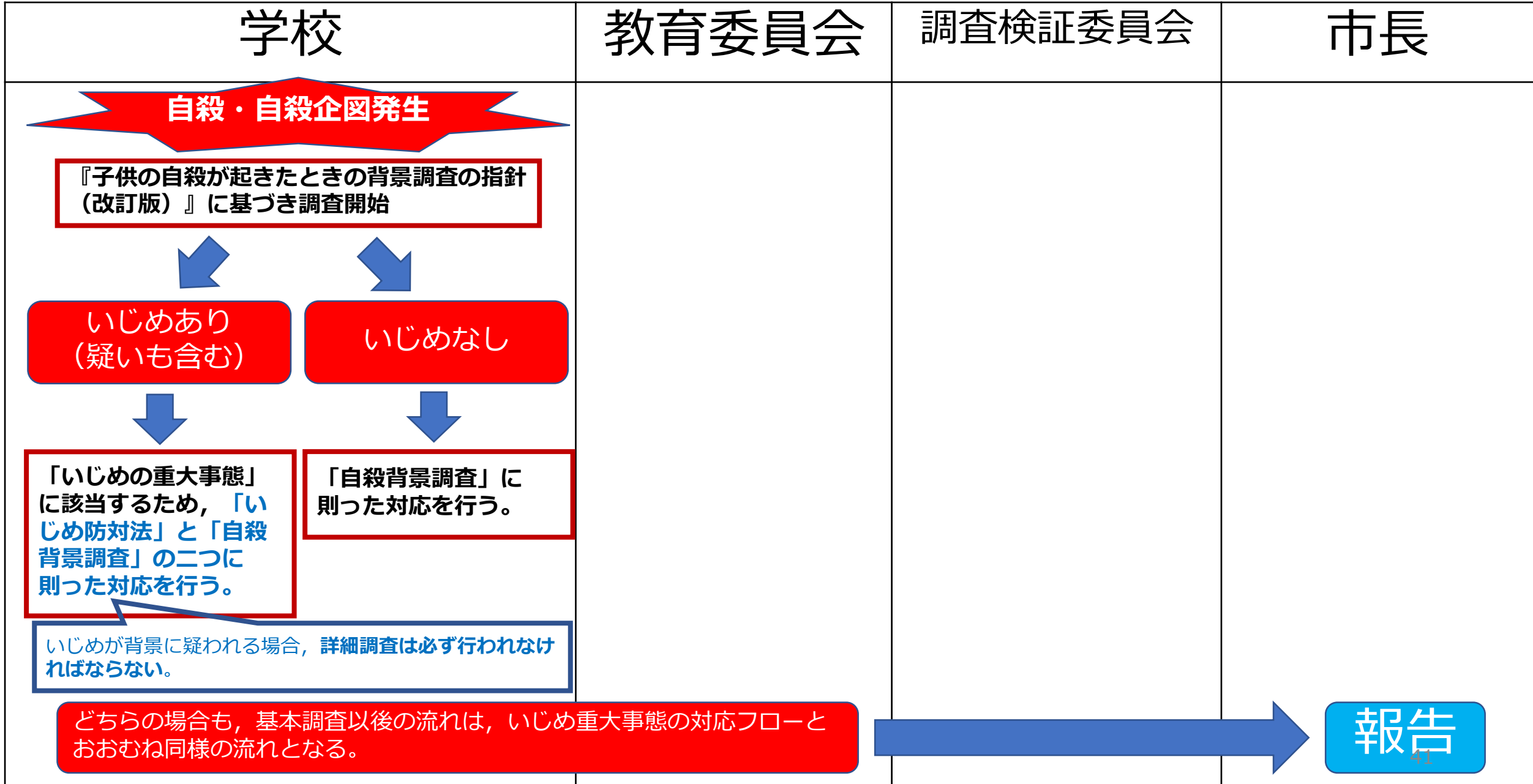
4 市長による再調査及び措置

いじめ重大事態フローチャート

学校がいじめによる重大事態と認定した場合の対応フロー（柏市版）



児童生徒の自殺・自殺企図が起きた場合の対応フロー



追加・変更

発行情報

表紙・中表紙情報

発行日	平成26年	4月1日
	平成29年	4月1日改定
	令和2年	4月1日改定
	令和5年	4月1日改定
柏市いじめ防止基本方針 ～令和5年度改定版～		
いじめ問題対応の手引き ～令和5年度改定版～		

いじめ問題対応の手引き 改定のポイント

- 正確な記録の取り方
- 段階に応じた対応の仕方
- ネットいじめの対応の仕方

追加

はじめに

「柏市においても、令和5年4月…「いじめの基本認識」を明記するとともに、教職員が自身の活動やいじめの兆候を点検できる「チェックリスト」、
「フローチャート」等を加え、この手引きが若年者の道標・熟年者が基本の再確認ができるものとなるように、現在のいじめ問題に対応すべく改定しました。」

本改定の主なポイント

いじめ問題では、初期対応がとても重要です。そのため、「正確な記録の取り方」や「ネットいじめ」「段階に応じた適切な対応」、「いじめを受けた児童生徒・保護者への対応の仕方」について、起こりうる事例・実際に起こってしまった事例を、具体的な注意点として追記しました。

1. いじめの定義・基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

1. いじめの定義・基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
(法第3条)

3. いじめの構造 【傍観者や観衆の存在】

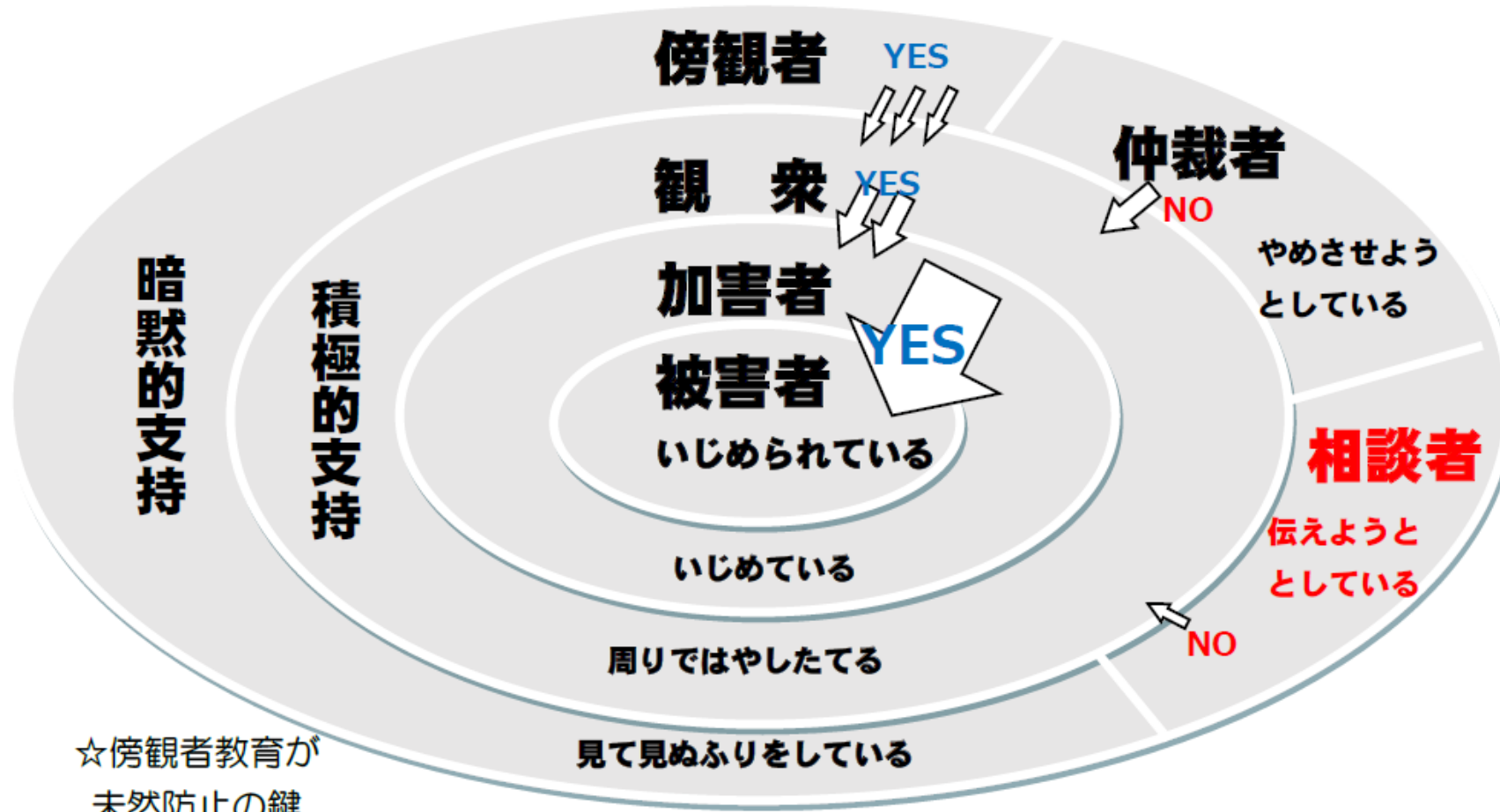
…いじめを助長する存在だと言えます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

また、この4つの層は、…

3. いじめの構造

下図に4つの層の力関係を大小の「YES, NO」矢印で整理し、教室の“空気”を可視化しました。まずは、傍観者が「小さなYES」を「小さなNO」に変えることが大切です。



いじめ対応フローチャート

児童生徒の行動観察

登下校時・休み時間

授業・給食・清掃時

放課後・部活動

一人一台端末使用時

関係者会議の実施

○教育委員会児童生徒課

情報収集の方法

アンケート・教育相談

生活ノート等のやりとり

教育心理テスト

スクリーニングシステム

STANDBYアプリ

シャボテンログアプリ

変更

※令和2年度「柏市教職員人材育成指針及び指標」参照。



※『子どもの命と人権を守るために』
(柏市教育委員会児童生徒課) 参照。

1. いじめを受けた児童生徒への対応

②安全確保と全面支援（心のケア）

【校内適応指導教室】



【校内学習支援室】

■一次対応（緊急対応）

- ① 「段階に応じた適切な対応」 別紙 3
- ② 「記録の残し方 ポイント」 別紙 4
- ③ 「聴き取り・記録シート」 A3横向き

■一次対応（緊急対応）

①「段階に応じた対応の仕方」

〇〇さんも意見を言いなよ！（おせっかい）

好意で行った言動（親切のつもり）

親切さを評価し、相手の気持ちを考える

何やってんだよ！（ミスに対して）

意図せずに行った言動（悪気はなかった）

何気ない言動が傷つけることを諭す

死ねよ！（うっかりぶつかった子に対して）

衝動的に行った言動（つい、カッとなって）

使ってはいけない言葉・行動を指導する

無視、からかい、暴言など

故意で行った言動（悪意に基づく）

絶対に許されないという姿勢で監督する

暴力、恐喝、破壊など

犯罪的な言動（悪意に基づく）

警察・児相と連携。被害者との分離

■一次対応（緊急対応）

②「正確な記録の取り方」

①聞き取りの記録

- 5W1H（いつ、どこで、誰が・誰に、何を、なぜ、どのように）
- 客観的な事実を書く

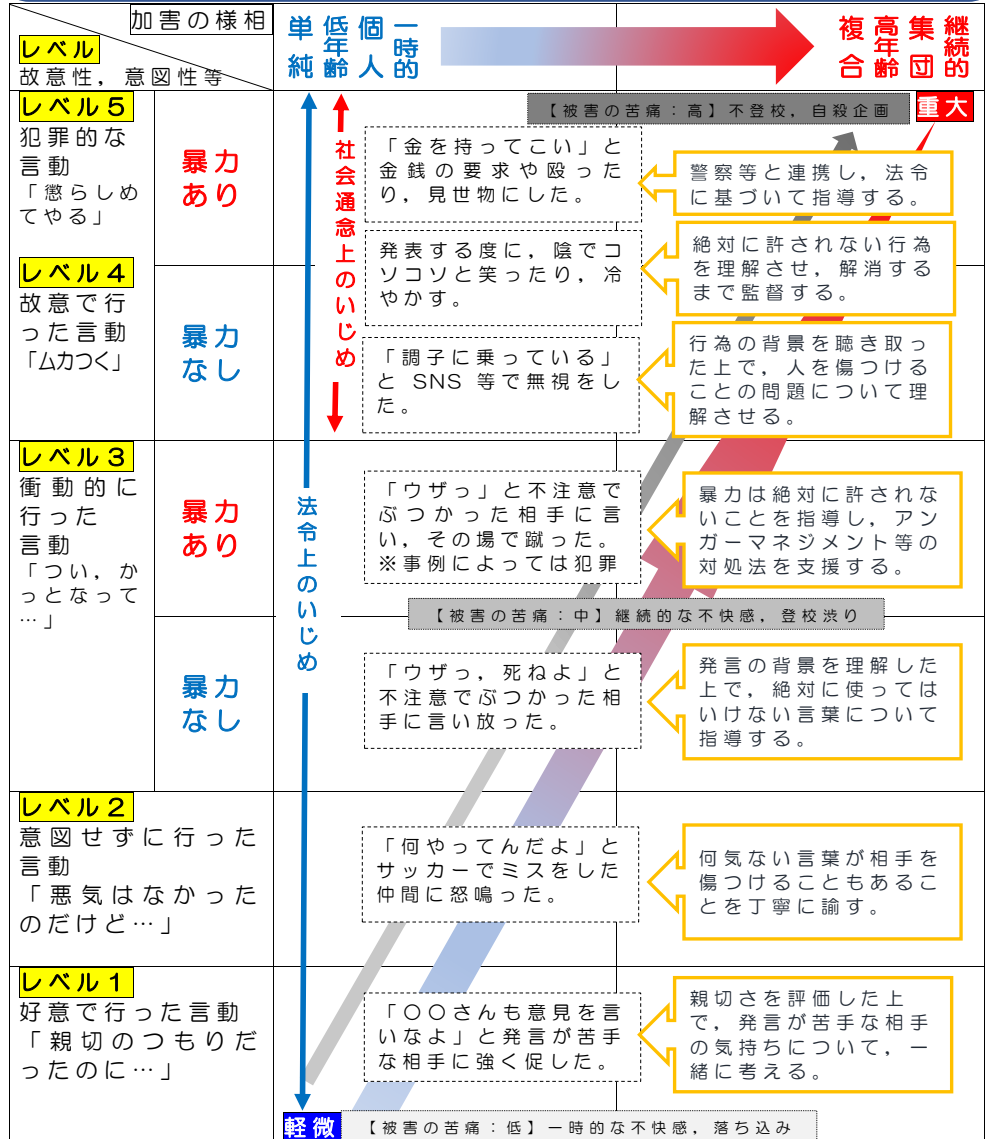
②日常の記録

- 気づいたときにすぐにメモを取る（児童生徒にみられないこと）
- 客観的な事実を書く（記録のパターンや略語を決めておく）

③報告・情報共有

- 日付、文書作成者を書く
- 一目で内容がわかるタイトルをつける
- あいまいな表現は避け、できるだけ具体的に書く
- 「発言」「客観的事実」「記録者の意見」を区別する

当該保護者とは、事実関係やいじめ該当性のみならず、どのような程度の指導を要する問題と評価したのか、具体的な指導の方針・方法、今後の見通しを共有し、理解を得ることが求められる。その際、加害児童生徒への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは人権侵害にあたり、絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮が必要である。いじめ行為のみならず、至った背景を正しく見立てて支援することが大切である。



※あくまでも例であり、ケースによって個別、総合的に考慮して対応する。

Q&A

記録の残し方 ポイント

なぜ記録を残すのですか？

- それは、①偏見のため
- ②伝達・共有のため
- ③証拠保全のためです。

『対応過程＝必ず記録』

関係する児童生徒や保護者、観衆、傍観者等から聞き取ったことは、対応の過程を含め、事実を整理・記録・保管します。また、関係者間で情報共有することにより、学級や学年の実態、児童生徒理解につながります。

【記録のポイント】

- 正確な記録
 - (1) 5W1H（時系列、どれぐらいの強さで、何回、どこをどうやって等）
 - (2) 客観的な事実を具体的に書き、評価を入れない
e.g. 事実：〇〇をした。xxと言った／評価：不適切な行為である
x「そわそわしていた」 o「時折、右膝を小刻みに揺らしていた」
 - (3) 日付、文書作成者を記載
記録は将来的に裁判等で証拠として使用されることもある
 - (4) 内容が一目でわかるタイトル
e.g. x：「Aの件」 o：「2/8（水）Aがガラス割る」
 - (5) 情報を直接的なものと同接的なものに分けて整理
①直接見聞きした情報 ②伝聞情報※事実認定時の扱いに注意
cf. 刑事裁判においては、伝聞証拠の証拠能力は原則として認められない
(刑事訴訟法320条1項)
- 記録の工夫
 - (1) ICレコーダーに記録
毎回、全ての対応や事案を事細か文章化することは負担が大きい
⇒ICレコーダーへ音声録音→保存→必要な時に確認や文字起こし
 - (2) 書き方のパターンや略語の活用
各項目や書き方をパターン化、自分なりの略語を決める
- いじめ等対応記録ツール（国立教育政策研究所）・・・◇参考資料↑

◆聞き取りは、オープン質問が基本（NG:無理矢理聞き出す）

【録音記録】面談や聞き取り時、相手の話に集中し、正確な記録を残すためには、録音が無効です。その際は原則、「重大なことと捉えており、再発防止等のために正確な記録の確保が必要」等説明し、承諾を得ましょう。録画は、話者の権利（プライバシー権、肖像権等）の制約が大きくなりますので、避けるのが無難です。

◆注意：児童生徒への聞き取りの際には、特段話しやすい環境を作る等の配慮が必要のため、ケースや関係性等を総合的に判断し、実施すること。

聴き取り・記録シート「タイトル：」 ⑧ 取り扱い注意

<対象児童生徒の基本情報> 作成：令和 年 月 日 () 氏名

児童生徒	ふりがな	性別	担任名	委員会 係 部活	累計 欠席 日数	累 計 発 生 後
	氏名		学 年 学 級 出席番号			

家族構成 父 母 兄 姉 弟 妹 祖父 祖母 その他 ()

<聴き取り記録> 具体的特徴を整理する

【日時】令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
 【対象者】 【担当者】 【場所】

<p>□1 「いじめ」 ○①冷やかしからい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ○②仲間はずれ、集団による無視をされる ○③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ○④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ○⑤金品をたかられる ○⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ○⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ○⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる ○⑨その他</p> <p>□2 「不登校、不登校傾向」 □3 「友人関係」 □4 「学業、進路」 □5 「学校生活」 □6 「教職員との関係」 □7 「発達障害」 □8 「ゲーム、SNS」 □9 「反社会的行動」 □10 「非社会的行動」 □11 「自殺、自傷」 □12 「性的、男女問題」 □13 「精神的な問題」 □14 「身体的な問題」 □15 「家庭問題」 □16 「家庭内暴力」 □17 「虐待」 □18 「その他」 ()</p> <p>○①身体的 ○②心理的 ○③ネグレクト ○④性的</p>	<p>【聴き取り時の様子、見取り図】</p>
---	------------------------

【発生日、期間】令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
 【認知日】令和 年 月 日 () 【解消日】令和 年 月 日 ()
 【行為 (いじめ等)】

【内容 (S W I H) をどうやって、何回、どれくらいか】

【時系列、説明図等】

対応状況

【情報共有・報告状況】
発見者→担任、学年生徒指導担当、顧問→学年主任、生徒指導主任→教頭、校長
被害保護者、加害保護者への連絡 (いつ、誰が、誰に、どうなった等)
 【該当児童生徒等の思い、要望等】

<児童生徒を取り巻く環境> 考えられる背景を整理する

【生育歴 (発達状況、既往症、性格、強み、弱み、意思、気持ち、家族の背景、現在までの問題行動の有無)】

児童生徒の状況

【学校での様子 (学級、部活動)、交友関係、先生との関係、学力】

現在、関わりを持ち接している教職員

現在、本人、家庭に関わっている機関 SC SSW 教育支援センター 児童相談所 医療機関 警察 その他 ()

<見立て>

行動の背景原因

考えられる問題行動の背景や原因 (直接的、間接的)

<今後の対応>

	校 内 体 制	そ の 他
今後の課題		
具体的な対応方法 (誰が、何を、いつまでに)		

学校以外の機関との連携の必要性 SC SSW 教育支援センター 児童相談所 医療機関 警察 その他 ()

変更

◇二次対応（短期対応）

◎支援体制の流れ

※いじめ防止対策委員会のメンバー（例）

『教育相談担当』



『教育相談コーディネーター（担当）』

5. 保護者への対応における配慮事項

《保護者対応の注意点》

●…保護者に確認を取ること)

◆法はいじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。保護者には、保護者会等で、具体的事例に則して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

6. ネットいじめへの対応について

参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然です。ただし、当事者（書き込みされた被害者，書き込んだ加害者，場を提供しているサービス業者）ではないので，削除や発信者情報開示の代行は厳禁です。

※訴訟となった場合，「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

6. ネットいじめへの対応について 参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

被害にあったなら(教育機関にできること)

- ≫ 削除は難航する **※禁句「削除できる」**
- ≫ 教育委員会と連携
 - ー現状を把握して教育委員会と情報を共有する。
- ≫ 相談窓口を案内
 - ー法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局）
 - ー違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）
 - ーセーフアインターネット協会
- ≫ 犯罪性があれば警察署に通報
 - ー詐欺、恐喝、児童ポルノ、児童誘引など

6. ネットいじめへの対応について

参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

書き込み削除の難しさ

1. 書き込みの関係者 >> 一人ではない。
2. 拡散した書き込み >> 一括削除の手続きなし
3. ネット上での削除要求 >> 反論されて、こじれる。
4. 5ちゃんねる掲示板 >> 書き込んだ本人でも削除できない。
5. 削除依頼フォーム >> 公開される。炎上を招く。
6. プロバイダ責任制限法 >> 削除義務なし。
7. SNS(Twitter、Facebook) >> 英語で削除手続き
8. 法務省からの削除依頼 >> 強制力なし
9. 裁判所の仮処分命令 >> 手続、費用、時間、案件ごと
10. 再び書き込まれたら >> またイチからやり直し

「ネットいじめ」への対応

いじめ防止対策推進法第2条：この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の被害を感じているものをいう。

柏市教育委員会

ネットいじめ認知

- ◆ 被害児童生徒(の保護者)からの相談
- ◆ 他の児童生徒(の保護者)からの連絡(連絡帳や生活記録帳、教育相談、アンケート etc.)
- ◆ 地域社会や関係機関からの情報提供

早期発見

「チーム学校」での対応

状況把握と事実確認

- 聞き取りは、「通報者」「被害者」「観衆・傍観者」の順が原則
- 「加害者」からの聞き取りは慎重に(傾聴し、素直に話をさせる)
- 必ず組織で対応する

◆ ネットいじめの事例

- LINE等でのグループ外し
- 個人の検索中傷 (SNS、コミュニティサイト等)
- 個人情報の漏洩 (SNS、動画サイト等)
- 性的画像の要求、保持、拡散
- オンラインゲームトラブル (金銭、アイテムの強奪等)

- 保護者の同意を得て記録に残す (スクリーンショット・プリントアウト)

共通理解・共通対応

◇ 学年会

- 初動対応の分担等を検討
- ・学年主任 ・学年職員
- ・学級担任

◇ 校内いじめ防止対策委員会

- 対応方針の検討・決定
- ・校長 ・教頭 ・教務
- ・生徒指導主任 ・学年主任
- ・担任 ・養護 ・SC ・SSW

- 保護者との信頼関係が壊れないよう配慮する
- 関係機関との連携の必要性について検討する

管理職への報告
対応方針の共有

めざす方向

- > 市教委(児童生徒課)に報告・相談する
- > 被害児童生徒・保護者を支援する
- > 加害児童生徒・保護者に助言・支援する
- > 保護者間で情報を共有する措置をとる
- > 通報者を保護する策を講じる

● 生命・身体・財産に重大な被害

● いじめにより、相当期間の欠席(30日)

継続支援・再発防止

めざす方向

いじめの重大事態

市教委(児童生徒課)に報告
市教委を通して市長に報告
(柏市いじめ重大事態検証委員会)



これまで、子どもたちのスマートフォン・タブレット・パソコン等を第一義的に管理していたのは家庭であり、インターネットを通じてのトラブルが起こったとき、使用のルールやフィルタリングの見直し等について、最終的には家庭での対応をお願いしていました。しかし、学校から一人一台の端末を貸出し、家庭学習等のため持ち帰らせるようになったこれからは、これまで以上に家庭と連携・協働する必要があります。それに伴い、関係機関との連携・協働をマネジメントすることが求められています。

学校 ↔ **保護者**

【確認すること】

- > 不適切な書き込みや画像が、どこまで拡散しているか(範囲が特定しきれない場合、速やかに関係機関に相談する)
- > 不適切な書き込みや画像が、端末に残されているかどうか(教員・保護者の前で、完全に削除させる)
- ※ 悪化する場合は、削除する前に必ず警察に相談する
- > 端末利用のルールや、端末の管理について(フィルタリング設定、SNSの公開範囲等)

柏市教育委員会 児童生徒課
04-7191-7210

- いじめを認知し、事実確認を終えたら報告
- いじめの重大事態は直ちに報告

教育支援室(児童生徒課)
04-7131-6671

- 児童生徒の今後について、教育や心理の専門家に相談したいとき

柏市少年指導センター(児童生徒課)
04-7164-7571

- 非行(の傾向)がみられる児童生徒の指導について相談したいとき

※ 情報モラル啓発授業 未然防止

関係機関との連携・協働 ~継続支援・再発防止~

サイトの管理人・プロバイダ

プライバシーの侵害等、人権擁護の観点から、不適切な書き込み等の削除を依頼する

※ 悪化する場合は、削除依頼の前に必ず警察に相談する

千葉県警東葛地区少年センター
04-7148-0110

- 非行(の傾向)がみられる児童生徒の指導、被害を受けた児童生徒への支援について相談したいとき

法務省/地方自治局「子どもの人権110番」
0120-007-110 / 043-247-9666

- プライバシーの侵害等、人権擁護の観点から、書き込み削除等を相談したいとき
- 被害児童生徒の救済の観点から、今後の対応について相談したいとき

柏警察署 生活安全課
04-7148-0110

- 犯罪行為(のおそれ)があるとき
- ・暴力 ・脅迫、強要
- ・悪質な暴行中傷や個人情報漏洩
- ・不適切画像の要求、保持、拡散 ほか

変更

関係諸機関との連携

『柏市役所家庭児童相談』



『柏市こども福祉課こども支援室家庭児童相談』

◇役割分担の明確化

※いじめ防止対策委員会のメンバー（例）
『教育相談担当』



『教育相談コーディネーター（担当）』

3 職員会議・校内研修会

『いじめや人権，話し合おう，変えていこう。「無料マンガ教材チェンジャーズ」』 ※QRコードの追加

《例2：教職員の人権意識を高めるための研修》

『考え、議論する教材シリーズ「私たちの選択肢」』

<https://standby-corp.jp/about/forschool/watashitachinosentakushi/>

『いじめや人権，話し合おう，変えていこう。「無料マンガ教材チェンジャーズ」』

<https://wearechangers.jp/>

(スタンバイ株式会社)



柏市では、産官学連携（千葉大学・敬愛大学・スタンバイ株式会社等）で「もし心配があるのであれば自分たちのクラスの雰囲気を変えるよう、一人一人が動いてほしい」という願いを持って映像教材を開発しました。

この教材は、児童生徒を対象にした授業で使えるようにつくられています。教職員研修で模擬授業を行うなど、教職員自身が体験的に学ぶときにも役立ちます。ぜひ活用してください。



クラスで、学校で、社会で話し合う場を作るための 無料のマンガ教材

1 「経緯」と「背景」

2 具体的な改訂箇所

3 今後の流れ

「柏市いじめ防止基本方針」 改定までのスケジュール（案）

☑第2回柏市いじめ防止対策連絡協議会【10月4日】

- 柏市いじめ防止基本方針改定を委員へ周知

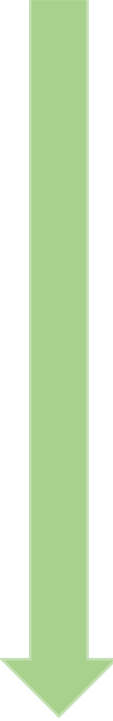
◇改定作業～令和5年1月◇

□第3回柏市いじめ防止対策連絡協議会【2月16日】

- ①内容の最終確認
- ②学校教育部での決裁
- ③教育委員会定例会での議決
- ④柏市ホームページへ公表【4月1日】

※教職員へはデータ配信。学校及び関係機関へ冊子を1部配付。

「学校いじめ防止基本方針」 改定までのスケジュール（案）

- 
- ①【1月】定例校長会，教頭会（管理職へ周知）
 - ②【2月】小中生徒指導主任連絡協議会（生徒指導主任へ周知）
 - ③【4月】職員会議，打合せ等（教職員へ周知）
 - ④【6～8月】改定作業チーム編成，会議
 - ⑤【9月】管理職へ起案，決裁⇒PTA，学校評議員等にて検討
 - ⑥【9月】市教委提出(児童生徒課)，学校ホームページへ公表 ◆
児童生徒，保護者，地域等へ周知